

# 介護老人保健施設メイプル重要事項説明書

## 1 事業所の概要

### ① 事業所の名称等

事業所名	医療法人社団慈広会介護老人保健施設メイプル
所在地	綾瀬市吉岡2361-7
連絡先	0467-76-8001
指定事業所番号	1454480000
代表者	理事長 三神 俊史
管理者	施設長 矢崎 浩
併設サービス	・短期入所療養介護・通所リハビリテーション ・居宅介護支援事業所

### ② 介護老人保健施設サービスの目的

介護老人保健施設サービスは、医学的管理のもとで、看護・介護や機能訓練、その他日常生活上必要なサービスを提供することで、利用者が一日でも長くその能力に応じた日常生活を送ることができるよう、支援することを目的としたサービスです。

### ③ 当施設の運営方針

利用者の自立を支援し、自由で温かい運営を目指します。明るい家庭的な雰囲気大切に、一日でも早く在宅生活に戻れるよう日常動作機能の自立促進を援助します。超高齢社会の中で多くの問題を抱えておりますが、みなさんとこの問題を共有しより良き社会の達成を目指してまいります。

### ④ 事業所の職員体制

職種	業務の内容	人員
管理者（医師）	施設の運営管理・診療	1名
介護・看護職員	利用者の介護・看護業務	47名
理学療法士等	リハビリの実施	5名
支援相談員	支援相談業務	3名
管理栄養士	食事・栄養の管理	1名
介護支援専門員	ケアプランの作成	3名
事務・サービス職員	会計事務・衛生管理など	19名

⑤ 入所定員等

入所定員 87床 (うち認知症専門棟40床)

療養室 23室

個室 5室

特別室 2室

2 サービス内容

① サービス計画の立案 (サービス計画の立案にあたっては、利用者に関わる医師、看護師、理学療法士、介護職員等の協議により作成されます。

その際、利用者及びその家族等の希望を十分取り入れ、また計画の内容については利用者の同意をいただくこととなります。

その他、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者には、医師よりご家族へ病状説明を行い病状説明書にて、同意をいただきます。また、看取り介護 (ターミナルケア) 実施同意書にて医師より説明を行い、同意をいただきます。その際、利用者又はその家族等の説明・同意を得て、利用者のターミナルケアに係る計画が作成されます。)

② 食事の提供 (利用者の状態・ドクター指示により療養食を提供致します。)

朝食 7:30~ 昼食 11:30~ 夕食 18:00~

③ 入浴サービス (1週間に2回実施いたします)

④ 医学的管理 (定期的な回診及び臨時の診察を実施いたします)

⑤ 看護・介護サービス

⑥ 機能訓練 (専門的リハビリテーション及びレクリエーションなど)

⑦ 相談援助サービス

⑧ 行政手続き代行サービス

⑨ 理髪サービス (第2・第4金曜日 要予約)

⑩ その他

3 入所者負担の額

入所者負担の額を以下のとおりとする。

① 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

② 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食費の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、その他の費用等利用料を、入所者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

③ 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階まで) の入所者の自己負担額については、別途資料 (入所者負担説明書) によるものとする。

#### 4 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した時には速やかな対応を依頼しております。

##### ☆ 協力医療機関

綾瀬厚生病院 綾瀬市深谷 3 8 1 5  
Tel 0 4 6 7 - 7 7 - 5 1 1 1

##### ☆ 協力歯科医療機関

柴垣歯科医院 綾瀬市吉岡 2 3 6 6 - 1  
Tel 0 4 6 7 - 7 6 - 1 8 8 9

##### ☆ 関連病院

矢崎胃腸外科 綾瀬市上土棚 1 - 1 - 1 6  
Tel 0 4 6 7 - 7 6 - 6 2 1 1

#### 5 施設利用にあたっての留意事項

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこと。
- ② 入所者等は施設管理者、医師、支援相談員、看護介護職員、理学療法士等指導による日課を励行し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めて下さい。
- ③ 外出、外泊する時は施設に届け出て下さい。
- ④ 外来者と面会する時は施設に届け出て下さい。
- ⑤ 施設の清潔、整理整頓、その他環境衛生保持のため施設に協力して下さい。
- ⑥ 身の上に関する重要事項が生じた時に速やかに施設管理者または支援相談員に届けでて下さい。
- ⑦ 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し又は自己の利益のため他人の自由を侵すことはしないで下さい。
- ⑧ 喧嘩、口論したり、泥酔するなど他の入所者等に迷惑を及ぼすことはしないで下さい。
- ⑨ 喫煙場所以外で喫煙しないで下さい。
- ⑩ 故意に施設もしくは物品を破損したり、持ち出さないで下さい。
- ⑪ 金銭又は物品により賭け事はしないで下さい。
- ⑫ 施設内の秩序を乱したり安全衛生を害することはしないで下さい。
- ⑬ 無断で備品の位置を変えたり形状を害することはしないで下さい。
- ⑭ 所持品にはすべて名前を書いてください。記名がないと他の利用者のもものと混同してわからなくなることがあります。
- ⑮ 金銭及び貴重品の持ち込みはお断りしております。万一お持ちになった場合、当方では責任を負いかねます。



令和 年 月 日

介護老人保健施設メイプルの契約締結にあたり、上記の重要事項説明をし  
交付しました。

介護老人保健施設メイプル

説 明 者 根本 卓

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名

身元引受人 氏名